

生物多様性条約

NITEバイオテクノロジーセンター国際事業推進課
2017年7月31日

生物多様性条約(CBD)の概要

正式名称: Convention on Biological Diversity (生物の多様性に関する条約)

略称: CBD、生物多様性条約

発効: 1993年12月29日

加盟国: 196カ国・地域 (2017年6月1日時点、アメリカ及びバチカンは批准せず)

寄託者: 国際連合事務局長

事務局: カナダ・モントリオール

webページ: <https://www.cbd.int/>

締約国会議(COP): 1994、1995年、1996年から2年に1度開催、
それ以外に専門家会合等が実施されている。

日本は1993年5月に受諾し、
1993年12月29日から発効



Convention on
Biological Diversity

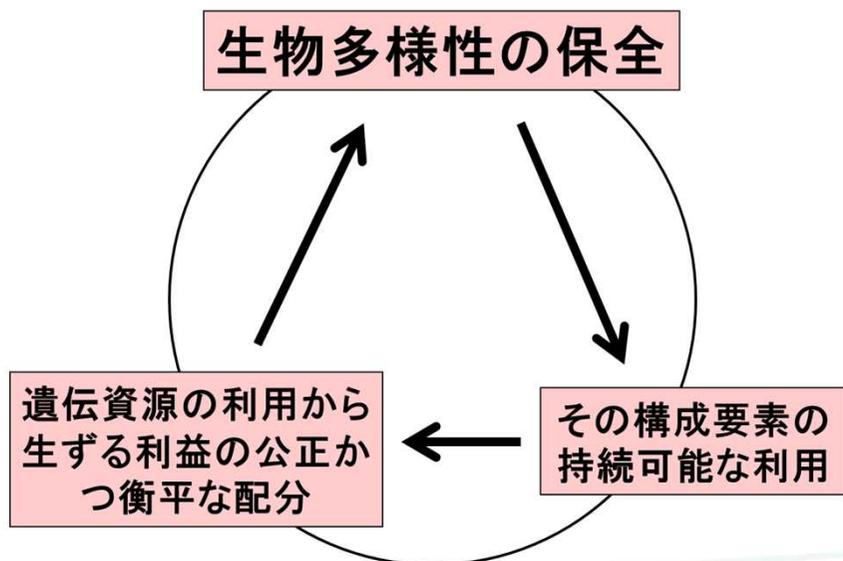
CBDの目的

1) 生物多様性の保全

条約第1条より

2) その構成要素の持続可能な利用

3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分



3つの目的は、それぞれ単独に存在しているのではなく、相互に影響し、循環している。

CBDの全体構成

前文、本文42か条、末文及び2つの附属書から成り立っている。

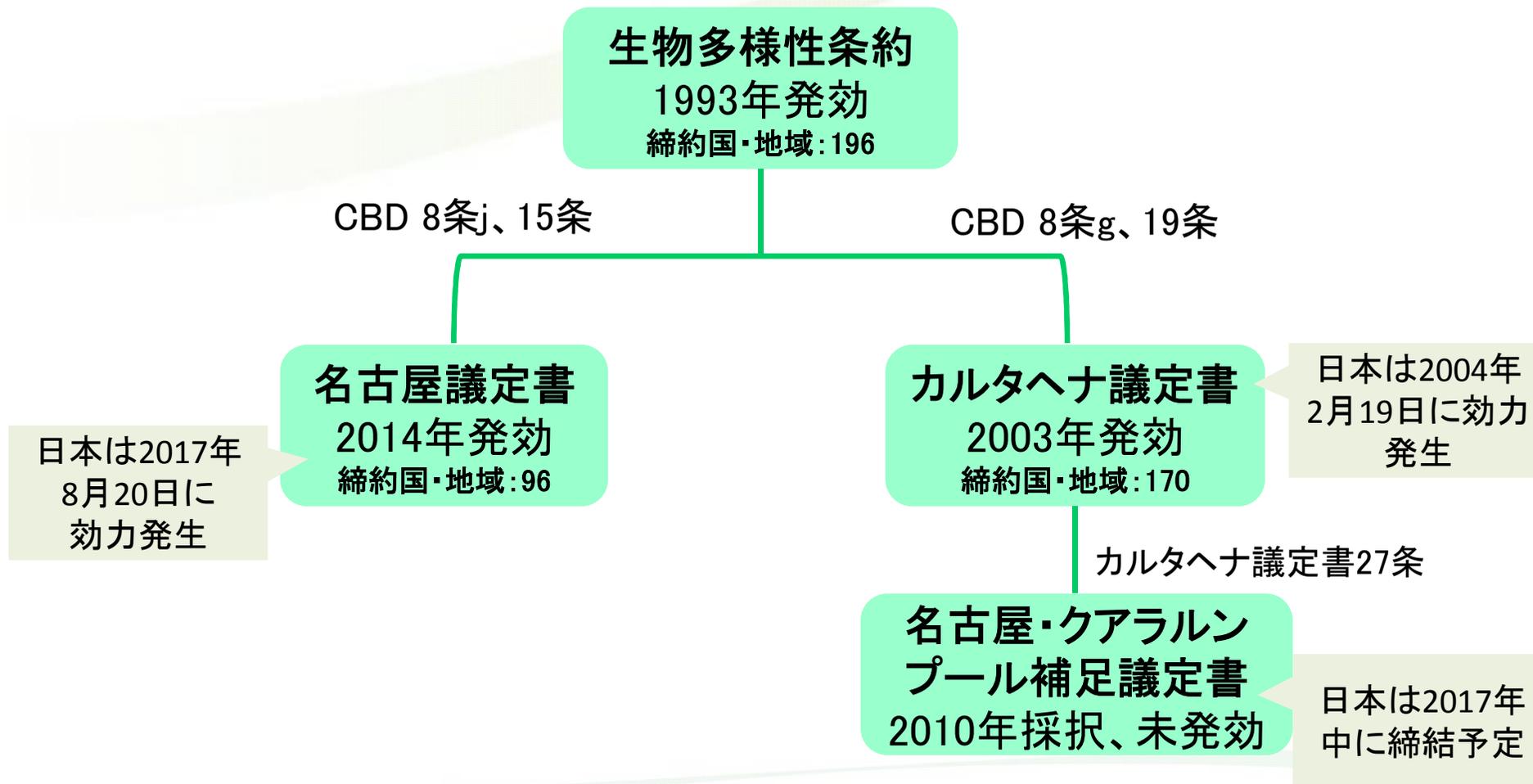
ポイントとなる部分：

- 第1条 目的
- 第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置
- 第7条 特定及び監視
- 第8条 生息域内保全
- 第9条 生息域外保全
- 第14条 影響の評価及び悪影響の最小化
- 第15条 遺伝資源の取得の機会
- 第16条 技術の取得の機会及び移転
- 第18条 技術上及び科学上の協力
- 第19条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分
- 第20条 資金
- 第21条 資金供与の制度
- 第22条 他の国際条約との関係
- 第39条 資金供与に関する暫定措置

CBDにおける締約国の義務

- 生物多様性の保全・利用のための国家戦略/計画の作成 (6条)
- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものの特定、監視(7条)
- 生息域(生物資源が生育、生存している場所)の保全(8条a)
- バイオテクノロジーにより改変された生物の規制、管理又は制御(8条g)
- 伝統的知識の保全と利益配分(8条j)
- 脅威に曝されている生物の保護(8条k)
- 生息域外(植物園、研究室など)での生物資源の保全(9条)
- 生物多様性への影響評価手続きの導入、責任と救済の検討(14条)
- 遺伝資源取得の機会を定める権限は、遺伝資源が存する国に政府にあり、他国が取得可能な条件を設定するよう努力(15条)
- 利益の公正かつ衡平な配分のための措置を設定(15条)
- 発展途上国への技術の取得の機会及び移転(16条)
- バイオテクノロジーにより改変された生物の手続きを定める議定書の検討(19条)
- 発展途上国へのCBD遵守のための措置実施への資金援助(20条)
- 発展途上国へのCBD遵守のための資金供与の設定(21条)

CBDを補完する各種議定書



日本におけるCBDの担保

CBD第6条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」
に規定されている生物多様性国家戦略の策定

「生物多様性国家戦略」（1995年10月）

「新・生物多様性国家戦略」（2002年3月）

「第3次生物多様性国家戦略」（2007年11月）

「生物多様性基本法」（2008年6月）

「生物多様性国家戦略2010」（2010年3月）

「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012年9月）

[1] 愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを提示

[2] 2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

[3] 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

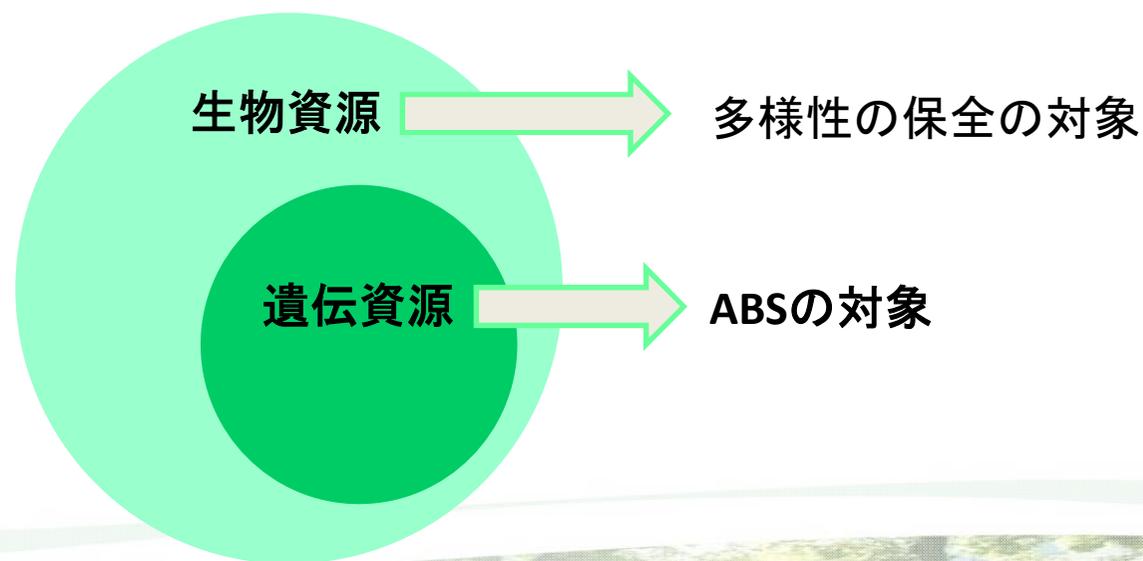
第15条 遺伝資源の取得の機会 (Article 15. Access to Genetic Resources)

- 各国は自国の遺伝資源への主権的権利を持つ
- 遺伝資源へのアクセスは、遺伝資源の存する国の国内法令で行われる
- 利用者は、提供国から事前の情報に基づく合意(Prior Informed Consent: PIC)を得る
- 遺伝資源は、相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms: MAT)にて提供される
- 利益の配分は、公正かつ衡平に相互に合意する条件で行う

ABSの対象となる遺伝資源とは？

CBDでは、「資源」について、2つの用語が分けて定義されている。 条約第2条より

- 「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。
 - * 「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。
- 「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。



遺伝資源を取得する者は 何をしなければならないか



ABSについてよく聞かれる誤解

- 広範囲に分布しているありふれた種やカルチャーコレクションや動植物園に保存されている遺伝資源はABSの対象外である。
- 病原菌のように負の価値がある又は価値が未知な遺伝資源はABSの対象外である。
 - ヒトの遺伝資源等一部の例外を除き、ほとんど全ての遺伝資源が対象である。
- 学術研究で使用する遺伝資源にはABSは適用されない。
- 配分する必要がある利益は、商業的利益のみである。
 - 商業的、非商業的な利用に関わらず、全て対象である。配分する利益は、金銭的なものだけでなく、能力構築など非金銭的なものも含まれる。
- ABSの対象となるのは、物質としての遺伝資源だけである。
 - 遺伝資源に関連する伝統的知識も対象となるため、物質だけではない。